

事 務 連 絡

令和 5 年 4 月 27 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後の
旅館業法第 5 条の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株になってから発生初期と比較して重症度が低下している中で、令和 5 年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置付けが 5 類感染症に変更される予定であり、同日以降は旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 5 条第 1 号の「伝染性の疾病」に該当しないものと考えますので、管内の旅館業の営業者に対して周知いただきますようお願いいたします。

（参考）

○旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。

二・三 （略）

○旅館業における衛生等管理要領（平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号）

IV 宿泊拒否の制限

1 営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

(1) 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき。

(2)・(3) （略）